

小値賀町議会第一回定例会
(第七日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 德

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	住 民 課 長	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 専 門 幹 事 長	建 設 課 長	診 療 所 事 務 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田	三 浦	神 川	巖 充	谷 良 一	西 村 久	中 川 一	松 本 充	吉 元 勝 信	中 村 敏 章	升 水 裕 司	大 黒 泰 三	熊 脇 一	中 谷 功

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十九年三月十二日（月曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（横山弘藏議員・立石隆教議員）
- 第二 報告第一号 予算特別委員会審査報告
- 第三 発議第一号 小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第四 発議第二号 小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 第五 発議第三号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第六 発議第四号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第七 発議第五号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・横山弘藏議員、十番・立石隆教議員を指名します。

日程第二、報告第一号、予算特別委員会審査報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本件について委員長長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長

予算特別委員会委員長（横山弘藏） 予算特別委員会審査報告書。

- 一、委員会を開いた年月日及び場所。平成十九年三月八日・三月九日。小値賀町役場三階第一会議室。
- 二、出席した委員の氏名。記載のとおり。
- 三、欠席した委員の氏名。なし。
- 四、出席した委員外議員の氏名。記載のとおり。
- 五、説明のため出席した者。記載のとおり。
- 六、職務のため出席した者。記載のとおり。
- 七、付託を受けた事件の件名。

議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算。

議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算。

議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算。

議案第二一号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算。

議案第二二号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算。

議案第二三号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算。

議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算。

八、会議に付した事件の件名。第七項に同じ。

九、審議の経過及び結果。

本委員会に付託を受けた議案第一七号から議案第二四号までの八件について、三月八日から三月九日までの二日間会議を開き、各議案について質疑を重ね、慎重に審議した結果、全議案いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成十九年度予算審議について。

本年度は選挙の年でもあり、骨格予算で編成された。

【一般会計】

一般会計は、予算総額二十六億二千七百万円で、前年度に対し二億三千五百万円、八・二%の減である。

(歳入)

歳入の前年度に対する増減の主なものは、町税が国・地方財政の三位一体改革で決まった国から地方への税源移譲と定率減税の廃止等で、前年度に対し九百十二万二千円増の、一億五千五百五十七万四千円が計上された。

地方譲与税は、三位一体改革による所得譲与税の廃止等で、前年度に対し二千七十二万六千円減の三千万一千円の計上となっている。

地方交付税は、新型交付税の導入で大幅な減額が心配されたが、離島等の地理的な特殊条件が考慮され、公債費の交付税措置の減額分程度の減に止まるようであり、前年度に対し八千万円減の十五億円が計上された。

国庫支出金は、三位一体改革による国の負担金・補助金の減額の影響もあるが、骨格予算のため、七百八万円減の、一億四千三百九十七万七千円が計上された。

県支出金は、骨格予算のため、前年度に対し六千六百九十六万六千円減の、一億七千三百九十九万二千円の計上である。繰入金は、前年度に対し四千九百九十三万五千円減の、二億五千八百九十八万一千円の計上である。

町債は、二千百三十万円減の、二億七百六十万円の計上である。

(歳出)

歳出の主なものは、議会費で改選後の議員数が十二人から十人に減ること等で、前年度に対し三百五十九万八千円減の五千五百二十四万一千円が計上された。

総務費は、空港の路線廃止による補助金の減、国土調査費の事業費の減等により、前年度に対し二千五百三十七万八千円減の、三億九千七十八万七千円が計上された。

民生費は、在宅介護支援関係費の介護保険事業特別会計への移管等により、前年度に対し三千七百十三万円減の、三億三千二百九十三万四千円が計上された。

衛生費は、塵芥収集車購入費等の予算化により、前年度に対し四百三十四万七千円増の二億百二十三万八千円の計上となっている。

農林水産業費は、漁港事業費等の減少により、前年度に対し六千四百一万三千円減の三億五千三百九十九万九千円の計上となっている。

商工費は、施設の管理委託料と各種補助金等の減額により、前年度に対し八百八十八万六千円減の、三千百七十六万四千円の計上となった。

土木費は、人件費の漁港建設費からの移管による増、下水道特別会計繰出金の増、公営住宅建設費の減で前年度に対し百一十万円減の、三億三千九百九十七万円が計上された。

消防費は、広域消防事務負担金、操法大会費等の減額で、前年度に対し一千八十九万九千円減の、七千四百九十一万一千円の計上となっている。

教育費は、斑小学校の統合による減額、野首教会保存整備事業の増額により、前年度に対し四十九万三千円増の、一億七

千二百八十九万四千円が計上された。

公債費は、前年度に対し元金八千六十五万七千円、利子一千二百五十七万円がそれぞれ減額になり、六億四千二百八十一万五千円の計上となった。

【特別会計】

国民健康保険事業特別会計は、保険財政共同安定化事業拠出金等の増により、前年度に対し八千二百三十四万二千円、一八・一％増の、五億三千六百四十三万六千円が計上された。

老人保健事業特別会計は、医療給付費の減額等により、前年度に対し七百二十七万九千円、一・五％減の、四億八千九百七十六万七千円が計上された。

介護保険事業特別会計は、介護予防サービス等諸費・包括的支援事業費等の増により、前年度に対し一千百五十四万一千円、三・七％増の三億二千五十一万一千円の計上となった。

簡易水道事業特別会計は、小値賀地区簡易水道施設整備事業の増により、前年度に対し一億九千三百二十七万円、一七四・九％増の、三億三百七十七万円が計上された。

下水道事業特別会計は、漁村再生整備費と公債費の増加により、前年度に対し一億六百万円、六一・六％増の、二億七千八百万円が計上された。

渡船事業特別会計は、はまゆう運行費の燃料費・修繕費等の増額により、前年度に対し三百万円、四・八％増の、六千五百六十万円の計上となった。

国民健康保険診療所特別会計は、医薬材料費等の減額により、前年度に対し八百六十万円、二・〇％減の、四億一千八百六十万円が計上された。

委員からの主な意見・質疑、執行部の説明。

「税収の伸び悩みや地方譲与税・地方交付税の減少による財政の健全化に対する懸念」「基幹産業の育成振興策」「離島漁業再生支援交付金の活用策」等、町財政の健全化に対する意見、また農業・漁業・商工業等の産業の育成による町の活性化策、行財政改革による経費節減の取り組み等の意見・質疑があった。

執行部の説明は、「町税は、国からの税源移譲等で、前年度に対し九百二十二万二千円の増となっているが、予算額は前年

度の所得で換算している。今年度の町民税は、現在申告中であり、六月に確定する。地方交付税についても普通交付税は、七月に交付額が決定する。地方交付税の保留財源が相当見込める。」「離島漁業再生交付金については、漁協や地区住民と協議、連携して漁業の活性化のため有効に交付金を活用する。」「農業・漁業・商工業の町の基幹産業については、補助事業の有効活用等により、担い手の確保・育成に努めるとともに、農水産品の拡大や販路開発により、産業の振興を図る。また、アイランドツーリズムの推進により交流人口の拡大を図る。」「行財政改革については、推進委員会を早期に開催し、人件費・物件費・補助費など更に見直しを行い、経費の節減に努める。」「とのことであった。

特別会計では、簡易水道特別会計において、小値賀地区施設整備事業の実施により、光熱水費等の節減が図られるとのことであった。

診療所特別会計では、ジェネリック薬品を多く導入し、経費の節減を図るとのことであった。
討論の指摘事項。

平成十九年度の予算は、骨格予算で編成されているが、経常的経費が恒常的に多額になっており、今後も行財政改革を更に推進する必要がある。厳しい予算編成ではあるが、人件費・物件費等の節減に努めていることや、事業推進も目標を掲げるなど、随所に努力の跡がみられ評価できる。今後も限られた財源を有効に活用し、町の活性化に努めることを期待するとの指摘があった。

総論。

今回の当初予算は骨格予算でもあり、特別委員会を設けなくてもいいのでは、との意見もありましたが、協議の結果、厳しい財政状況の中、骨格予算といえどもしっかり審議すべきとの結論になり、二日間の予算特別委員会を開催しました。

自立の道を選択してから二年余り、短い時間であったが、町当局始め、町民の努力により確実にその成果が現れていると思われれます。

本年二月、旧野首教会が文化庁の世界文化遺産の暫定リストに入ることになりましたが、このことは、小値賀町が内外に広く知られる好機になるものと思われれます。

夏にはアメリカの高校生が数百人、小値賀の島を訪れ、国際音楽祭と並んで、交流人口の増大につながるものと期待されます。

また、福祉面では、本年四月より医師が三名体制となることで、町民の健康面の不安が解消されることになり、住民の医療福祉の充実が図られることでしょう。

産業面では、小値賀牛も年々その頭数を増やしており、高値で安定した取り引きが行われ、市場も活況を呈しています。漁業では、「離島漁業再生交付金」の最大限の活用により、漁業の再生が期待され、また、漁協は、「宇久小値賀漁業協同組合」として新しくスタートすることになりました。このことがプラス材料として作用するものと期待されます。

予算編成の数字を審議する中で、忘れてならないのはその年度、一年のみを見るのではなく、数年間の歩みの中、表に表れた政策の実態を再確認し、長い目で評価することも大切であります。

今回の予算編成は、財政的に厳しくなる中、行財政改革による人件費・物件費・補助費等の削減の効果も随所に表れています。また、限られた財源を有効に活用し、住民福祉、産業の育成にも配慮した予算が編成されているようです。

住民の高齢化や基幹産業の不振で、新たな財源確保が難しい状況の中、今後とも厳しい財政運営が予想されるが、今以上に行財政の抜本的な改革に取り組み、住民サービスの維持・向上、そして産業の育成が図られるよう要望します。

十、留保された少数意見。なし。
右のとおり、報告いたします。

平成十九年三月十二日。予算特別委員会委員長、横山弘藏。

議長（近藤一輝） これで報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第二一号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第二一号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第二二号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二二号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第二三号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第二四号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第二三号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第三、発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

横山議員

九番(横山弘藏) 発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案について提案の趣旨をご説明いたします。

第二条の改正は、平成十九年四月の改選後の議員定数が、十二人から十人に減少することに伴い、常任委員会の委員数をそれぞれ六人から五人に改正するものであります。地方自治法第九十九条、第九十九条の二及び第一百条が改正され、閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行うことができることとなったことから、委員会条例第七条第一項の委員の選任に関する規定に、閉会中の委員の選任に係る規定を、また同条第三項の常任委員所属変更に関する規定に、閉会中の所属変更に係る規定を設けるとともに、さらに、第十二条を改め、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任についても議長が許可できるとするものであります。

これまで、議会運営委員及び特別委員の辞任については、議会の許可が必要とされ、閉会中の辞任はできなかつたところであり、今回の改正で、閉会中は議長が委員を選任できることとなったことから、閉会中の委員の辞任も議長の許可で行えるように改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、改選後の平成十九年四月三十日から施行するというものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、発議第一号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

横山議員

九番(横山弘藏) 発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案の趣旨をご説明いたします。

地方自治法第九十九条の改正により、委員会も議案の提出ができることとなったことから、小値賀町議会会議規則第十四条に、委員会の議案提出の手続き規定を設けるとともに、地方自治法第九十九条の二の改正に伴って、会議規則第七十三条の關係部分を改めるものであります。

附則として、この規則は、公布の日から施行するというものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、小値賀町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

日程第五、発議第三号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査） についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第六、発議第四号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第七、発議第五号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
これで、平成十九年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

― 午前 十時 四分 閉会 ―